

第 6 4 号議案

令和 5 年度教育費 1 2 月補正予算（第 9 号）に係る意見の
申出について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

令和 5 年度教育費 1 2 月補正予算（第 9 号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、市長から意見を求められたものである。

令和５年度教育費１２月補正予算（第９号）に係る意見の
申出について

令和５年度教育費１２月補正予算（第９号）について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第1表 歳入歳出予算補正（抜粋）
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16	国庫支出金	千円	千円	千円
	2 国庫補助金	15,111,436	36,628	15,148,064

※ 補正額のうち11,203千円が教育委員会分

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
10	1 教育総務費	千円	千円	千円
		2,210,322	1,193	2,211,515
	2 小学校費	千円	千円	千円
		3,053,614	2,205	3,055,819
	3 中学校費	千円	千円	千円
		1,469,151	2,082	1,471,233
	4 特別支援学校費	千円	千円	千円
	371,776	1,561	373,337	
5 高等学校費	千円	千円	千円	
	1,420,716	18,594	1,439,310	
6 社会教育費	千円	千円	千円	
	4,424,767	49,999	4,474,766	
7 保健体育費	千円	千円	千円	
	1,097,803	5,587	1,103,390	

※ 上記は、事業費のほか、人件費の補正を含む

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和三十一年六月三十日)

(法律第百六十二号)

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

第 6 5 号 議 案

久留米市教育集会所の指定管理者の指定に係る意見の申出
について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日

教育長 井 上 謙 介

提 案 理 由

久留米市教育集会所の管理を行わせる指定管理者を指定すること
について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法
律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、市長から意見を求められた
ものである。

久留米市教育集会所の指定管理者の指定に係る意見の申
出について

久留米市教育集会所の管理を行わせる指定管理者を指定すること
について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第 号議案

久留米市教育集会所の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和5年 月 日

久留米市長 原 口 新 五

提案理由

久留米市教育集会所の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により市議会の議決を求めるものである。

久留米市教育集会所の指定管理者の指定について

久留米市教育集会所の管理を行わせる指定管理者を次のとおり指定する。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

- (1) 久留米市国分教育集会所
- (2) 久留米市草野教育集会所
- (3) 久留米市梅満教育集会所
- (4) 久留米市善導寺教育集会所
- (5) 久留米市西町教育集会所
- (6) 久留米市水分教育集会所
- (7) 久留米市牧教育集会所
- (8) 久留米市北野教育集会所

2 指定管理者に指定する者



久留米市教育集会所運営委員会連絡協議会

3 指定する期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

抜粋

(昭和三十一年六月三十日)

(法律第百六十二号)

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分
その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成
する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○地方自治法

抜粋

(昭和二十二年四月十七日)

(法律第六十七号)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該
普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

第 6 5 号議案

令和 6 年度久留米市立高等学校教職員人事異動方針について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 1 条第 3 号の規定により、令和 6 年度久留米市立高等学校教職員人事異動方針を定めようとするものである。

令和6年度
人事異動方針

—久留米市立高等学校教職員—

久留米市教育委員会

令和6年度人事異動方針

－久留米市立高等学校教職員－

久留米市立高等学校教職員の人事異動については、生徒数の減少や変化の激しい時代の中で、歴史と伝統に培われた両校の優れた教育活動をさらに充実、発展させ、生徒の希望する進路の実現を図るとともに、「久留米市教育振興プラン」に基づき、市立高校としての存在感あふれる特色ある学校づくりを推進するため、次の方針によって行う。

- 1 適材適所を旨とし、職員構成の適正化と充実を図る。
- 2 学校の活性化や特色ある学校づくりに対応するため、長期的展望の下に人材の適正な配置に努める。
- 3 教職員の能力開発と意識改革を図るため、県立学校との人事交流を積極的に推進する。
- 4 管理職の任用に当たっては、長期的視野に立って、人格高潔で有能な人材の確保に努める。その際、年齢、性別にとらわれず、管理職として学校の活性化に能力を発揮できる人材の登用を積極的に図る。
- 5 新規採用教職員の配置に当たっては、その育成を考慮して行う。

令和6年度人事異動取扱要綱

－ 久留米市立高等学校教職員 －

久留米市立高等学校教職員の人事異動方針に基づき、人事異動取扱要綱を次のように定める。

1 異動等について

(1) 教職員の意欲と能力の活用

ア 教職員の年齢構成の適正化や教科運営の効率化等を考慮した適材適所の配置を進める。

イ 教職員の意欲に応え、その能力を活用できる組織環境の充実を図る。

ウ 教職員の資質、能力の向上及び業務の継続性、発展性等を考慮して計画的かつ適切に対応する。

(2) 人事異動対象者の条件

同一校10年以上の勤続者は、原則として異動対象者として取り扱う。

なお、同一校の勤務が10年未満であっても、人事異動の対象となることがある。

(3) 地方自治法による三井中央高等学校への派遣

三井中央高等学校の学校運営が円滑に行えるよう、地方自治法第252条の17の規定に基づき、校務分掌や教科等を考慮したうえで必要とする人材を派遣する。

(4) 教職員の能力開発と意識改革の推進

ア 市立高校間の人事異動及び県立高校との長期派遣研修の充実を図り、職務経験機会の拡大に努める。

イ 同一校における長期勤続者の人事異動等の促進に努めるとともに、積極的異動希望者の発掘とその異動等の実現を図る。

2 昇任・降任及び採用について

(1) 校長・教頭の任用について

ア 管理職は人格高潔であって、教育的識見に長じ、統率力、先見性に優れ、学校の管理・運営に対する積極的な熱意と十分な力量がある者について選考する。その際、年齢、性別にとらわれず、管理職として学校の活性化に能力を発揮できる人材の登用を積極的に図る。

イ 管理職の降任を希望する者については、本人の希望を尊重する。

(2) 主幹教諭・指導教諭の任用について

ア 配置による学校の活性化、校務の効率化を図る観点から、年齢、性別にとらわれず、適切な人材の任用を図る。

イ 主幹教諭の降任を希望する者については、本人の希望を尊重する。

(3) 新規採用教職員の任用について

教職員は、学校の活性化、特色化の課題に対応し得るように、教職員構成等を考慮し、原則として、令和6年度久留米市立高等学校教員採用候補者名簿に登載された者から採用する。配置に当たっては、その育成に配慮する。

(4) 再任用職員の任用について

教職員の再任用（更新を含む。）については、選考によるものとし、校長からの意見を聴き教育委員会で決定する。なお、配置に当たっては、必ずしも退職時勤務校に任用されるとは限らない。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の職務権限）

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。

二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。

三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。

（五～十九 省略）

（事務の委任等）

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

五 次条の規定による点検及び評価に関すること。

六 第二十七条及び第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

（3～4 省略）

○久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則（抜粋）

（委任）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (1) 学校教育又は社会教育の基本方針を定めること。
- (2) 学校その他の教育機関の設置、廃止及び移管を決定すること。
- (3) 重要な教育財産の取得及び処分に係る計画を決定すること。
- (4) 教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免、転補等を行うこと。**
- (5) 県費負担教職員の定期異動並びに市立小中特別支援学校の校長及び教頭の任免、転補等の人事の内申並びに市立小中特別支援学校の主任等の任免を行うこと。

（次号以下 略）

（臨時代理）

第3条 教育長は、緊急やむを得ないときは前条各号に掲げる事務を臨時に代理することができる。

- 2 前項の規定により臨時に代理したときは、委員会にこれを報告し承認を受けなければならない。

第 6 7 号 議 案

久留米市スポーツ推進審議会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 1 月 日

教育長 井 上 謙 介

提 案 理 由

久留米市スポーツ推進審議会委員の辞任に伴い、後任の委員を任命しようとするものである。

久留米市スポーツ推進審議会委員の任命について

久留米市スポーツ推進審議会条例（平成23年久留米市条例第35号）第4条の規定により、下記の者を久留米市スポーツ推進審議会委員に任命する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
市議会	きかた みつひろ 坂田 光弘	久留米市議会	令和5年12月1日 から 令和5年12月31日 まで

久留米市スポーツ推進審議会委員 新旧対照表

区 分	旧名簿		新名簿 (R5. 12. 1～)	
	氏 名	所 属	氏 名	所 属
学識経験者	みぎた たかし 右田 孝志	久留米大学人間健康学部 スポーツ医科学科	みぎた たかし 右田 孝志	久留米大学人間健康学部 スポーツ医科学科
	ほり ひでゆき 堀 秀行	前保健医療経営大学	ほり ひでゆき 堀 秀行	前保健医療経営大学
市議会	くさば きみはる 草場 公晴	久留米市議会	くさば きみはる 草場 公晴	久留米市議会
	もりさき まさき 森崎 巨樹	久留米市議会	※ さかた みつひろ 坂田 光弘	久留米市議会
	やまさき ケブン 山崎 ケブン	久留米市議会	やまさき ケブン 山崎 ケブン	久留米市議会
学校体育	きもと せいろう 木本 靖朗	久留米市中学校体育連盟	きもと せいろう 木本 靖朗	久留米市中学校体育連盟
	いわき きみこ 岩城 紀美子	久留米市立篠山小学校	いわき きみこ 岩城 紀美子	久留米市立篠山小学校
関係団体等	なかむら としはる 中村 敏治	久留米市野球連盟	なかむら としはる 中村 敏治	久留米市野球連盟
	つかもと みゆき 塚本 深雪	久留米市剣道連盟	つかもと みゆき 塚本 深雪	久留米市剣道連盟
	たなか たかこ 田中 太嘉子	久留米市カヌー協会	たなか たかこ 田中 太嘉子	久留米市カヌー協会
	なかむら ともみ 中村 智美	総合型地域スポーツクラブ	なかむら ともみ 中村 智美	総合型地域スポーツクラブ
	のだ ひでき 野田 秀樹	(公財) 久留米市スポーツ 協会	のだ ひでき 野田 秀樹	(公財) 久留米市スポーツ 協会
その他市長 が特に必要 と認めた者	いで ひろし 井手 浩	障害者スポーツ指導員	いで ひろし 井手 浩	障害者スポーツ指導員
	たなか きみよ 田中 紀美代	久留米市スポーツ推進委員 連絡協議会	たなか きみよ 田中 紀美代	久留米市スポーツ推進委員 連絡協議会
	こが きみこ 古賀 喜美子	久留米市スポーツ推進委員 連絡協議会	こが きみこ 古賀 喜美子	久留米市スポーツ推進委員 連絡協議会
	まつふじ のりこ 松藤 倫子	健康運動指導士	まつふじ のりこ 松藤 倫子	健康運動指導士
	たけむら まさたか 竹村 政高	久留米市市民文化部	たけむら まさたか 竹村 政高	久留米市市民文化部

※は新委員

○ **スポーツ基本法**（平成23年6月24日法律第78号）〈抜粋〉

（都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等）

第31条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

○ **久留米市スポーツ推進審議会条例**（平成23年12月14日久留米市条例第35号）〈抜粋〉

（設置）

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、本市に久留米市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、次に掲げるスポーツの推進に関する重要事項について教育委員会の諮問に応じ調査審議し、及びこれらの事項に関し教育委員会に建議する。

（1）法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。

（2）前号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

（組織）

第3条 審議会は、委員18人以内で組織する。

（委員の任命）

第4条 委員は、スポーツに関して優れた見識を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

教育委員会後援事業等に関する報告

R5.10.10からR5.11.9受付分まで
※区分の★は新規に申請があったもの

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
1	2023年12月16日(土) 13:00~20:00	朗読 芥川龍之介の世界	遊技団ごっこ・ばざあーる	石橋文化会館 2階 小ホール	後援★	生涯学習推進課
2	令和6年2月17日(土) 13:00~14:30 令和6年2月17日(土) 18:00~19:30 令和6年2月18日(日) 13:00~14:30	劇団偽物科学 第3回公演「そらまわる」	劇団偽物科学	久留米シティプラザ Cボックス	後援	生涯学習推進課
3	2023年12月14日(木) 18:30~20:30	京楽座公演『不忠臣蔵より酒寄作右衛門』	不忠臣蔵上演実行委員会	久留米シティプラザ 久留米座	後援★	生涯学習推進課
4	令和5年12月5日(火) 11:00~13:00 12月6日(水) 11:00~13:00	子どもの才能を見つけて伸ばす講座	(一社)子育てらす	久留米シティプラザ	後援★	生涯学習推進課
5	2024年3月31日(日)18:00~20:00	第5回 一日かぎりのオーケストラ	国際ソロプチミスト久留米-アウラ	久留米シティプラザ ザ・グランドホール	後援	生涯学習推進課
6	令和6年1月18日(木) 17:00開演/19:00開演	世界の人形劇をくぐるめで!	世界の人形劇をくぐるめで! 市民実行委員会	石橋文化会館・小ホール	後援★	生涯学習推進課
7	令和6年2月4日(日) 16:30~17:30	第57回ひびきの会演奏会 Valentine Concert	ひびきの会	久留米石橋文化会館小ホール	後援	生涯学習推進課
8	令和6年1月27日(土) 15:00開演	古典芸能レクチャー 木ノ下裕一「ひらたい古典」第一曲 朗読編 古典文学で読み解くおんなたち	久留米市	久留米シティプラザ 久留米座	後援	生涯学習推進課
9	令和6年2月4日(日) 10:00~15:00	第36回青少年ミュージックフェスティバル	浮羽ライオンズクラブ	うきは市文化会館(白壁ホール)	後援★	生涯学習推進課
10	令和5年12月23日(土) 17:00~19:00	Che'Nelle(シェネル)復興支援ライブIN久留米	福岡大名ライオンズクラブ	久留米シティプラザ ザ・グランドホール	後援★	生涯学習推進課
11	令和6年3月23日(土)~令和6年5月6日(月) 合計8回	2024年 春「能古島自然教室」	能古島青少年育成協会	福岡県福岡市西区能古島および、のこのしまアイランドパーク	後援	生涯学習推進課
12	令和6年1月8日(月・祝) 9:00~17:00	第30回飛梅レディースカップパウンドテニス大会	久留米市パウンドテニス協会	久留米総合スポーツセンター 久留米アリーナ	後援	体育スポーツ課

令和5年度宝くじスポーツフェア 「ドリーム・ベースボール」について

1. 概要

「宝くじスポーツフェア」とは、一般財団法人自治総合センター主催による社会貢献広報事業で、スポーツの魅力を通じて地域振興に寄与することを目的に、子どもから大人まで楽しめる住民参加型のイベントである。

今回、元プロ野球のタイトルホルダーなど往年の名選手20名を招聘し、小中学生を対象とした野球教室や成年の久留米市選抜チームとの親善試合を行う「ドリーム・ベースボール」を開催する。

2. 期日及び会場

令和5年12月17日（日） 久留米市野球場（雨天時：久留米アリーナ）

3. 主催者

福岡県、久留米市、一般財団法人自治総合センター

4. 参加者

- ・ 少年少女ふれあい野球教室
小学生、中学生200名以上
- ・ 親善試合（ドリーム・ゲーム）
久留米市民による選抜チーム（中学生及び高野連所属の高校生は除く）

※ 詳細は別添チラシ参照

宝くじスポーツフェア

ドリーム・ベースボール

〈監督〉



谷沢 健一



藤田 平



加藤 秀司



達川 光男



山本 和範



辻 発彦



松永 浩美



定詰 雅彦



飯田 哲也



野口 寿浩



本間 満



藤田 宗一



草野 大輔



長谷川昌幸



野中 信吾



吉村 裕基



大引 啓次



上園 啓史



内 竜也



吉川 光夫

ドリーム
チームが
やって来る!

ご観戦には入場整理券が必要です。

**入場
無料**

当日、
先着**500名**様に
宝くじグッズプレゼント!
さらに当日12時までにご入場の方に抽選で、
ドリームチーム選手(元プロ野球選手)の
サイン入りグッズが当たります。

令和5年**12月17日**日
久留米市野球場

■開 場/9:00 ■試合開始/13:30 ■試合要領/90分7回戦

ドリーム・ゲーム

ドリームチーム VS 久留米市選抜チーム

少年少女ふれあい野球教室

ドリーム抽選会

アトラクション プロに挑戦、ホームラン競争!

- 主 催/福岡県、久留米市、一般財団法人自治総合センター
- 後 援/福岡県教育委員会、久留米市教育委員会、(公財)久留米市スポーツ協会、久留米市野球連盟、くーみんテレビ、ドリームFM、毎日新聞社、西日本新聞社、朝日新聞社、時事通信社、NHK福岡放送局、FBS福岡放送、RKB毎日放送、KBC九州朝日放送、テレビ西日本、TVQ九州放送
- 協 力/公益社団法人全国野球振興会(日本プロ野球OBクラブ)
- 企画制作/株式会社ぎょうせい
- お問い合わせ先/久留米市市民文化部体育スポーツ課 Tel.0942(30)9226



※参加選手は予定です。



この宝くじスポーツフェアは、宝くじの社会貢献広報事業として、元プロ野球選手による開催地チームとの親善試合(ドリーム・ゲーム)、野球教室等を全国各地で行い、青少年の健全育成や、明るいまちづくりなどコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的としています。



スーパースターとの
楽しいふれあいに、
みんなで参加しよう!

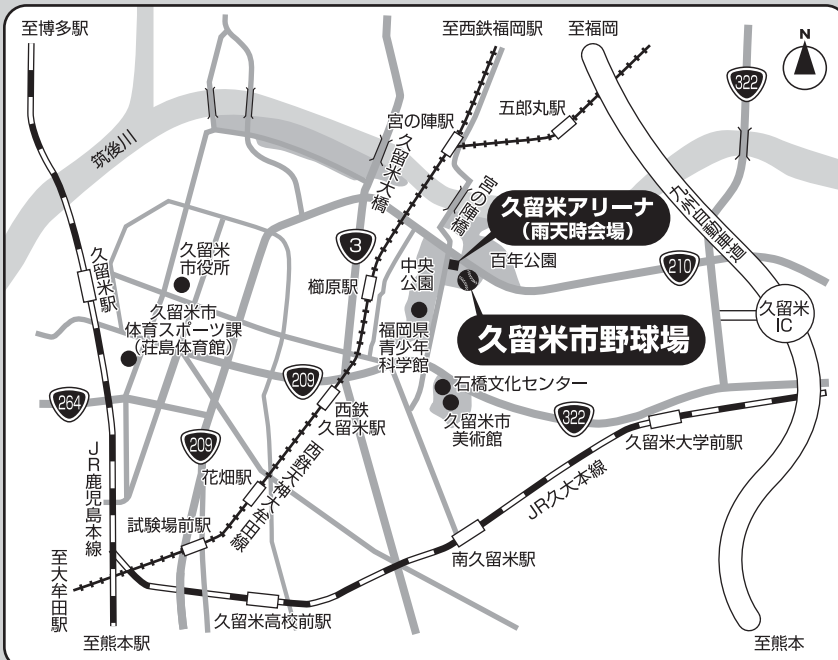
PROGRAM (タイムスケジュール)

※雨天・荒天時はプログラム・会場を変更して行います。

9:00	開 場
9:30	少年少女ふれあい野球教室
12:00	ドリーム抽選会
12:30	開会式
13:00	アトラクション／プロに挑戦、ホームラン競争!
13:30	ドリーム・ゲーム(ドリームチーム vs 久留米市選抜チーム)
15:00	閉 会

① 抽選で、ドリームチーム選手 (元プロ野球選手)サイン入り のすてきな賞品が当たります!

当日、12時までにご来場の方の中から抽選で、ドリームチーム選手(元プロ野球選手)のサイン入りバット20本、グローブ20個、ボール120個が当たります!



■ 交通機関

- ・西鉄「久留米駅」より徒歩約20分(タクシー約5分)
- ・西鉄「櫛原駅」より徒歩約7分
- ・西鉄「宮の陣駅」より徒歩約10分

■ 雨天時会場

久留米アリーナ

入場整理券配布場所

- ・久留米市体育スポーツ課(荘島体育館)
- ・久留米市野球場

久留米市教育振興プランの中間見直し状況について

1 中間見直しについての基本的な考え方

(1) 中間見直しについて

教育振興プラン（令和2年度～令和7年度）については、国の動向や社会状況の変化に応じて見直しを行うこととしており、中間地点である今年度末までに中間見直しを行うものです。

(2) 学校教育を取り巻く環境の変化の反映

策定時からの学校教育を取り巻く環境の変化を踏まえ、「プランの目標」「4つの重点」等のプランの骨格は維持しつつ、評価指標の変更や追加等を行います。

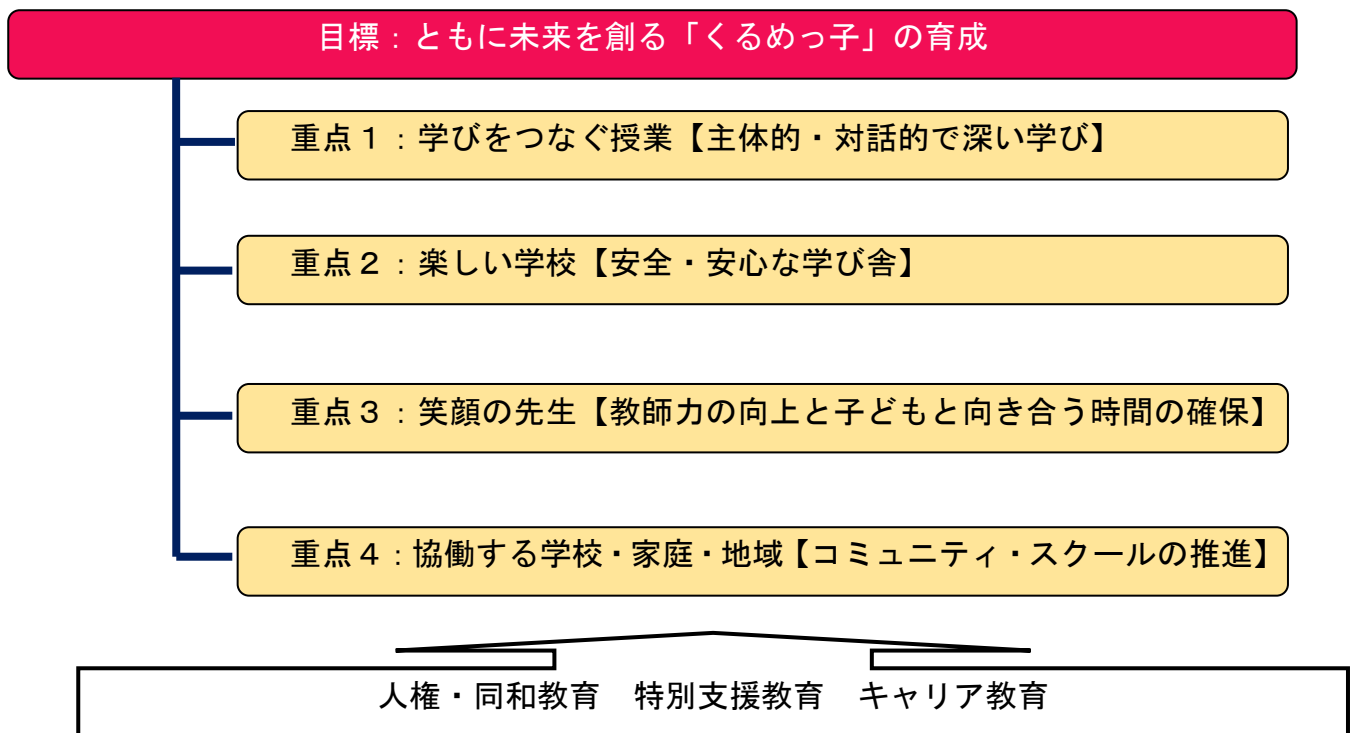
(3) 久留米市教育振興会議の設置

有識者や学校関係者、保護者から構成される「久留米市教育振興会議」を設置し、専門家等の意見を踏まえて、プランの見直しを行います。

(4) 子どもの意見

子ども基本法の施行を受け、当事者である児童生徒が意見を表明する場を設けます。

【教育振興プランの目標及び4つの重点】



2 学校教育を取り巻く環境の変化を踏まえた評価指標の見直し

近年の学校教育を取り巻く環境は、大きく変化しています。その中でも「個別最適な学びと協働的な学びを目指す令和の日本型学校教育」「GIGA スクール構想」「不登校児童生徒の急激な増加」「子どもたちのための教員の働き方改革」を踏まえて評価指標の見直し等を行います。

(1) 令和の日本型学校教育

【現プランの評価指標】

重点1 学びをつなぐ授業【主体的・対話的で深い学び】		
1	くるめ授業スタンダードを活用した授業改選	○ 全国学力・学習状況調査（小6、中3において全国平均正答率を上回る） ○ 県学力調査（小5、中1、中2）において県を100とした場合の得点率が増加する
2	個に応じた教育活動の充実	○ 「国語の授業の内容がよく分かる」「算数・数学の授業の内容がよく分かる」と答える児童生徒の割合が増加する

【見直しの方向性】

- ① 「児童生徒が友達との話し合い等により自分の考えを深める」という「協働的な学び」に関する指標の追加を検討しています。
- ② 「授業が児童生徒に合った教え方・教材などになっている」という「個別最適な学び」をさらに進めていく観点から、評価指標の追加を検討しています。

(2) GIGA スクール構想

【現プランの評価指標】

重点1 学びをつなぐ授業【主体的・対話的で深い学び】		
3	教育 ICT 活用・情報教育の推進	○ コンピュータなどの ICT を活用した授業を週1回以上やっていると答える児童生徒の割合が増加する

【見直しの方向性】

- ① プランの策定時から授業等におけるコンピュータ端末の活用状況が大きく変わっているため、ICT を活用した授業について「週1回」という評価指標を「ほぼ毎日」に変更することを検討しています。
- ② 教員の ICT 指導力をさらに向上させる必要があることから、「授業に ICT を活用して指導する能力」について、評価指標の追加を検討しています。

(3) 不登校児童生徒数の急激な増加

【現プランの評価指標】

重点2 楽しい学校【安全・安心な学び舎】		
1	不登校対応の徹底	○ 不登校の出現率が全国平均以下になる

【見直しの方向性】

- ① 不登校児童生徒の将来の社会的自立につながる支援を推進していく観点から、「不登校の出現率」に関する評価指標について、「不登校の児童生徒が相談・指導を受けていること」への見直しを検討しています。
- ② 児童生徒の不登校を防止するための教育環境を確保する観点から、「児童生徒が学校に行くのが楽しいと思うこと」について、評価指標の追加を検討しています。

(4) 子どもたちのための教員の働き方改革

【現プランの評価指標】

重点3 笑顔の先生【教師力の向上と子どもと向き合う時間の確保】		
2	業務改善への支援	○ 先生は授業やテストで間違えたところや、理解していないところについて分かるまで教えてくれていると答える児童生徒の割合が増加する

【見直しの方向性】

教員間の同僚性を高め、組織的に問題の解決に当たる職場風土が重要であることから、教員が相談しやすい職場環境などについての評価指標の追加を検討しています。

3 子どもの意見

小学校5年・中学校2年の児童生徒約5,000人を対象とし、コンピュータ端末を活用して「どんな学校にしたいか」などについて意見を表明してもらいます。

4 今後のスケジュール（予定）

時期	内容
11月～12月	・教育振興会議
12月～1月	・子どもの意見表明
1月～2月	・教育振興会議 ・子どもの意見表明を基にした検討
3月	・教育振興プランの中間見直し策定
4月	・見直しプランの実施

久留米市における不登校の現状等について

1. 久留米市における不登校の現状

(1) 不登校児童生徒数及び割合

令和4年度の久留米市における不登校の割合は、国・県よりも低い状況ですが、人数は、小学校260人、中学校440人の合計700人となっており、不登校児童生徒数は、全国同様増加傾向にあります。

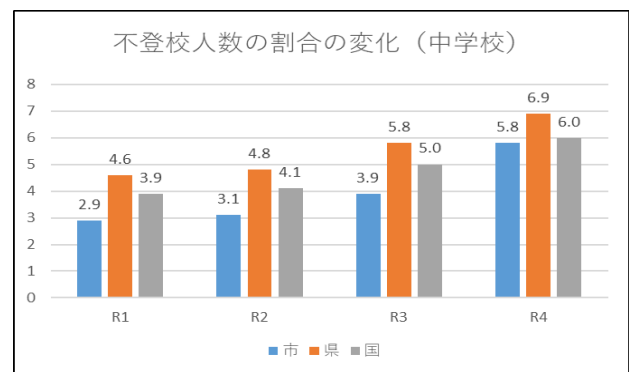
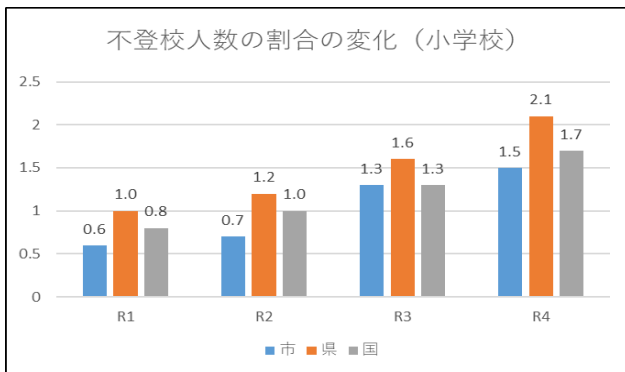
【小学校】

	項目	R1	R2	R3	R4
市	不登校人数	107	136	216	260
	割合	0.6	0.7	1.3	1.5
県	不登校人数	2,706	3,318	4,359	5,778
	割合	1.0	1.2	1.6	2.1
国	不登校人数	53,350	63,350	81,498	105,112
	割合	0.8	1	1.3	1.7

【中学校】

	項目	R1	R2	R3	R4
市	不登校人数	215	229	296	440
	割合	2.9	3.1	3.9	5.8
県	不登校人数	5,889	6,247	7,710	9,165
	割合	4.6	4.8	5.8	6.9
国	不登校人数	127,922	132,777	163,442	193,936
	割合	3.9	4.1	5	6

※割合は、在籍児童生徒数における不登校人数の割合(%)



(2) 学年別不登校人数の状況

学年別の人数を見てみると、全学年で増加傾向となっています。特に、小学1年生は、令和元年度の3人から令和4年度は17人と5倍以上の伸びを示しており、不登校の低年齢化の傾向が見られます。

【学年別不登校人数の状況】

	(人)								
	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
令和元年	3	6	12	12	33	41	54	66	95
令和2	4	14	16	17	35	50	59	83	87
令和3	12	15	30	36	59	64	95	96	105
令和4	17	18	34	52	63	76	131	179	130

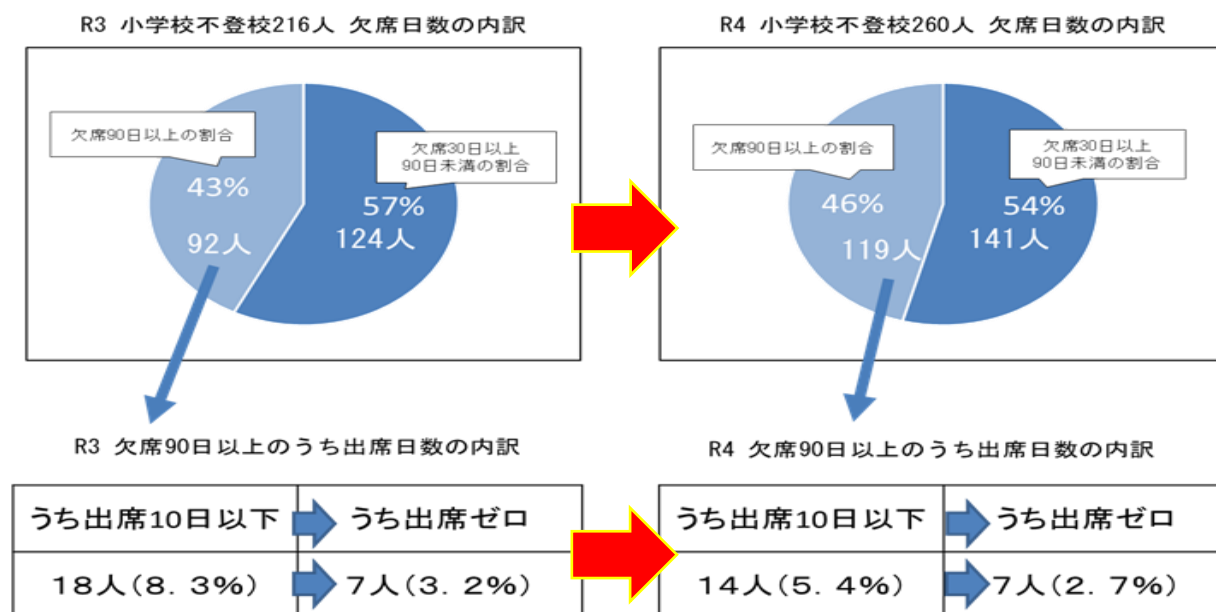
(3) 欠席日数等の状況

①欠席日数からみた不登校児童生徒の状況 I

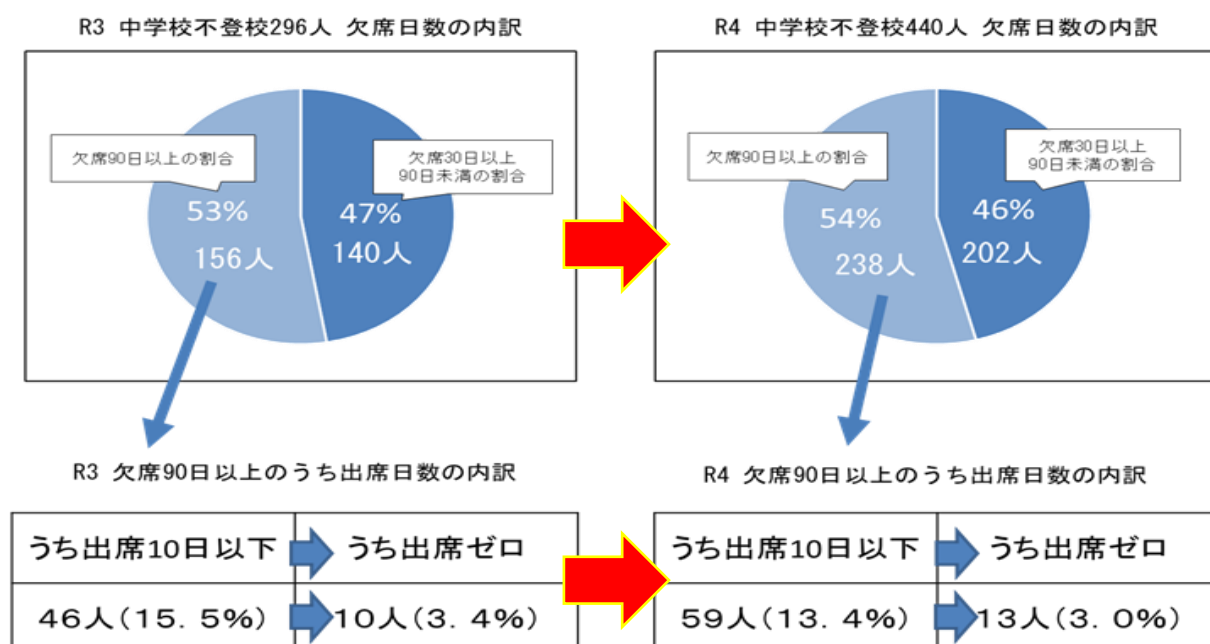
令和3年度と令和4年度を比較すると、小・中学校ともに、欠席30日以上90日未満の割合が減り、欠席90日以上の割合が増えています。

一方で、欠席90日以上の児童生徒の出席日数の内訳を見てみると、人数は増加傾向にありますが、出席ゼロや出席10日以下の割合は減少しています。

不登校児童生徒の傾向【小学校】



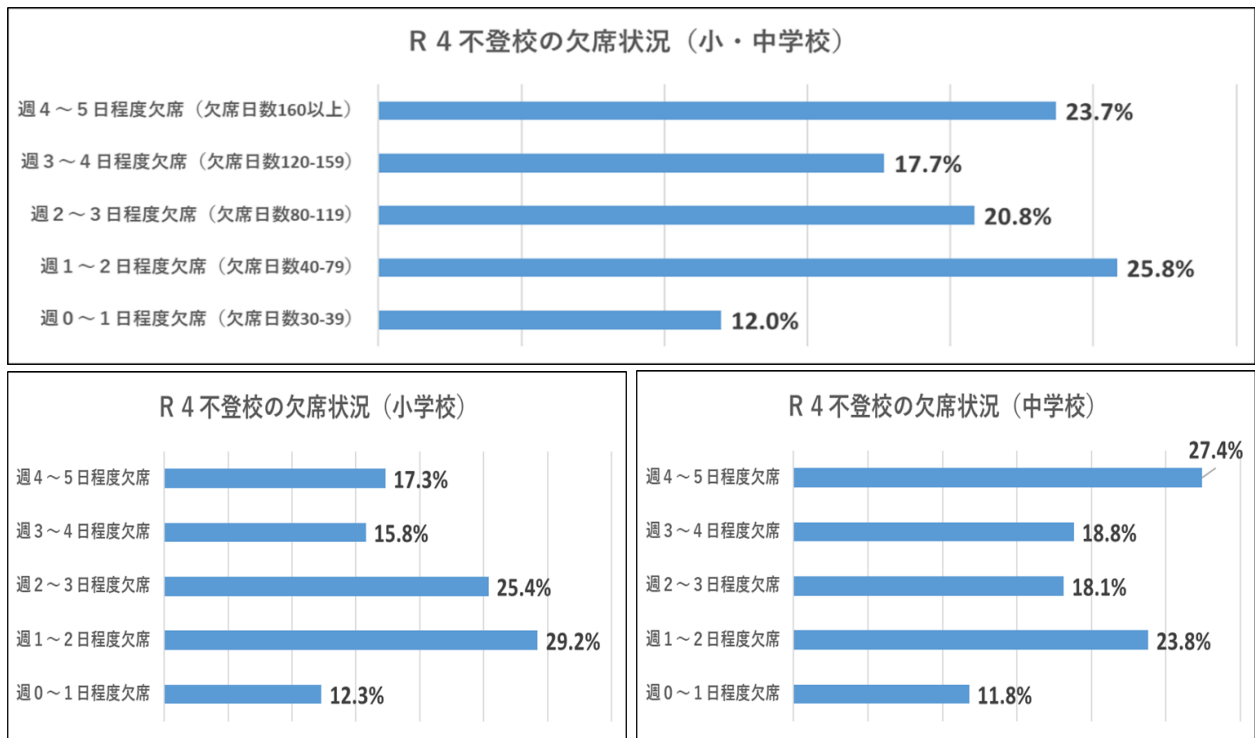
不登校児童生徒の傾向【中学校】



②欠席日数からみた不登校児童生徒の状況Ⅱ

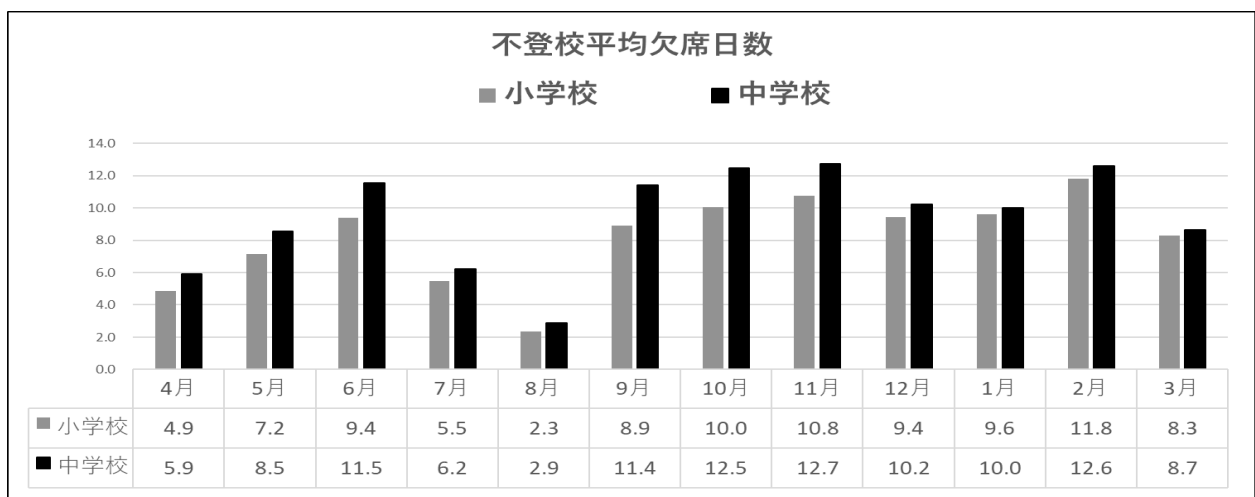
令和4年度の不登校児童生徒の欠席日数の平均は、小学校では「週1～2日程度の欠席（欠席日数40日～79日）」の割合が最も高く、断片的に休む傾向にあると推察できます。

一方で、中学校では「週4日～5日程度欠席（欠席日数160日以上）」の割合が最も高く、欠席が続くと長期化する傾向にあります。



③不登校児童生徒の月別平均欠席日数

小・中ともに欠席日数は、学期始めから学期途中にかけて増え、学期末にかけて減少するサイクルを繰り返しております。また、学期としては2学期が最も多く、月別では2月も多い状況にあります。（小学校は2月が最も多い。）



(4) 不登校生徒の中学校卒業後の状況

不登校生徒のうち、令和3年度末と4年度末に卒業した生徒の状況を見てみると、9割近くが進学や就職していますが、一方で、1割弱については、進路先が未確定のまま卒業をしていることがわかります。

【不登校生徒における卒業後の進路状況】

		①高等学校等進学者				② 就職者等	③ その他
		全日制	定時制	通信制	特別支援 学校高等 部		
令和 3年度	割合	41.9%	6.7%	36.2%	0.0%	3.8%	11.4%
令和 4年度	割合	37.7%	10.0%	36.9%	4.6%	4.6%	6.2%

2 不登校対応方針策定に向けた進捗状況

- 久留米市の不登校対応の基本方針となる「久留米市不登校対応方針」の策定に向けて久留米市不登校対応方針策定委員会を7月に設置し、これまで3回の委員会を開催し、方針案の内容を検討しています。
- こども基本法の趣旨を踏まえ、8月から不登校児童生徒や経験者、保護者への個別聞き取りやグループインタビューを随時行っており、ご意見等を方針に盛り込んでいく予定です。

【参考】不登校関係者の主な声

《担任の先生などの関わり》

- ・担任の先生などの家庭訪問は嬉しい。ただし、毎日ではなくてもいいと感じた。
- ・学校の話ではなく、先生がこちらの雰囲気を読んでくれて、世間話などを通じて、先生との信頼関係を築くことができた。

《学習面のサポート》

- ・自分がどのあたりの学習をしているのかわからなくなるので、自分がどのあたりの単元を学習しているのかがわかるといい。
- ・親として子の受験に焦りがある。学校等からの情報がない中、自分で調べて進路説明会にいったが、そういった進路関連の情報が欲しい。

《その他、要望等》

- ・不登校への大人の理解があまりなく、問題行動ではないと発信してもらいたい。
- ・親には不登校になる覚悟はないので、入学当初に誰にでも不登校になる可能性があることを前提にパンフレットなどの情報が欲しい。

久留米市立中学校部活動の地域移行に係る進捗状況について

1 久留米市立中学校部活動地域移行検討協議会

本市の部活動地域移行の方向性を明らかにし、地域移行を円滑に推進するための方策を検討するために、第1回の地域移行検討協議会を、11月24日に開催し、地域移行に向けて協議を開始しています。

2 久留米市の地域移行の見通しについて

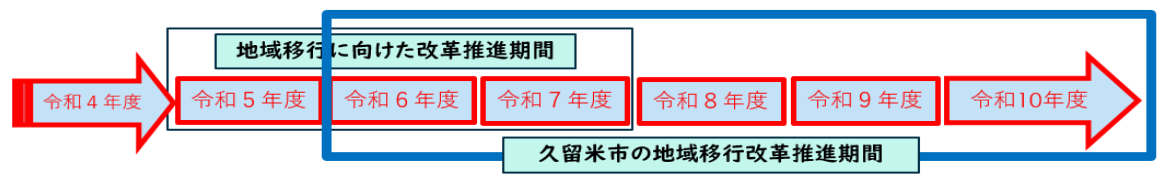
(1) 段階的な移行措置

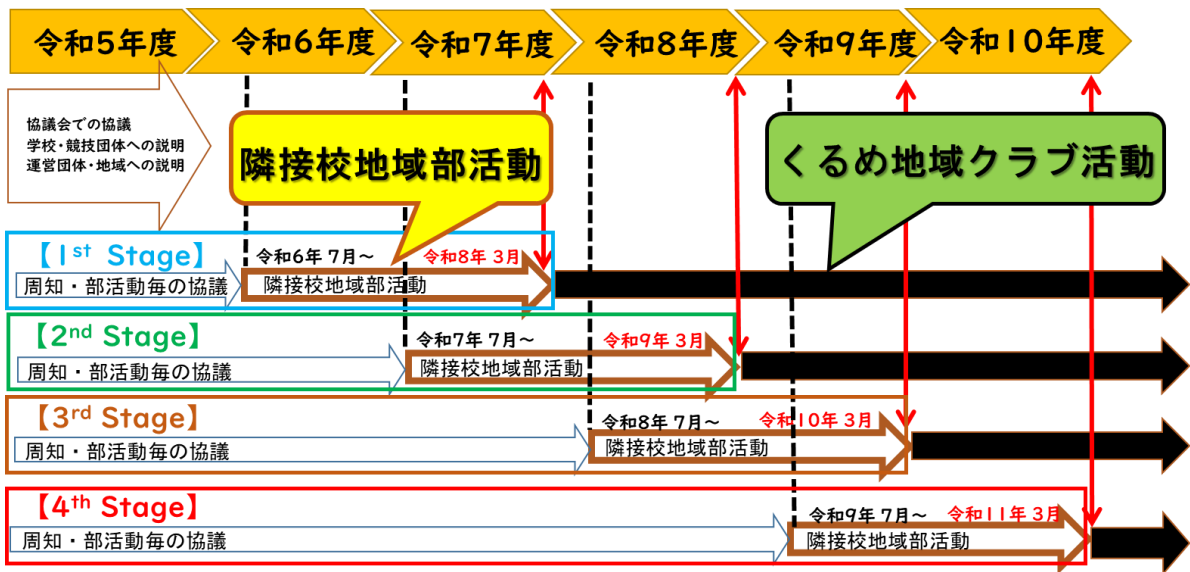
- 本市では、部活動の地域移行に向けて、まずは、休日に複数の中学校が一つに集まって合同で部活動を実施する「隣接校地域部活動」を市内の全中学校で共有するために、「モデル部活動方式」で段階的に行う予定です。
- 一方でその間に、受け皿となる団体の整備や指導者の確保を行いながら、最終的には学校以外の運営団体の活動に生徒が参加する「くるめ地域クラブ活動」への移行を目指します。



(2) 地域移行に要する期間

- 国は、令和7年度末までを改革推進期間としていますが、教職員や生徒、保護者や地域等への説明を丁寧に行いながら実施するため、令和6年度から令和10年度末までの5年間を「久留米市の地域移行改革推進期間」として進めていきたいと考えております。
- 具体的には、令和6年度に、2つのモデル部活動を選定して、くるめ地域クラブ活動への移行を図る約2年間で1st Stage（ファーストステージ）と称し、地域移行を推進します。その後順次、モデル部活動を拡大していき、令和10年度末の完了を目指します。





※各年度、夏季大会以降（7月）に隣接校地域部活動へ移行し、1年8か月の準備期間を経て、翌々年度始めにくるめ地域クラブ活動に完全に移行する。

3 令和5年度 検討協議会のスケジュールについて（案）

【第1回】令和5年11月24日

- 地域移行に向けた久留米市の方向性について
- 部活動に関する意識調査アンケートの実施について

【第2回】令和5年12月

- 久留米市の部活動実情を踏まえたモデル部活動の選定
- 部活動に関する意識調査アンケートの内容について

【第3回】令和6年1月

- 競技団体、学校・地域・生徒への地域移行に係る説明会について
- アンケート結果の考察

【第4回】令和6年2月

- 令和6年7月地域移行【ファーストステージ】の開始に向けて

【第5回】令和6年3月

- 令和5年度総括と6年度以降の取組について
- 地域移行のガイドラインの策定について